

2024年3月5日

山口労働局  
局長 名田 裕 様

日本労働組合総連合会  
山口県連合会  
会長 伊藤 正則

## 要 請 書

貴職におかれましては、平素から連合山口の諸活動に対しご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。また、労働者が安心して働ける労働環境の実現など労働行政の推進にご尽力をいただいておりますことに、衷心より敬意を表します。

さて、県内景気は1年3か月ぶりに緩やかに回復しているとされ、個人消費についても、「持ち直している」から「着実に持ち直している」に上方修正はされましたが、不安定な国際情勢などにより原材料価格や燃料費の高騰が続き、毎月のように身の回りの生活必需品や食材などについても価格改定がされるなど、今も物価上昇が続いていることから、名目賃金は上昇しているものの物価を加味した実質賃金は20か月に渡り連続でマイナスとなり、国民、勤労者世帯の生活は苦しさを増しています。

この間、企業においては規模間、雇用形態間、男女間の格差是正の取り組みが進められてきましたが、依然道半ばであり、さらなる取り組みが求められています。

加えて、デフレ脱却と経済の好循環を実現し、継続的な賃上げを行うためには、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配や適切な価格転嫁によるコスト負担を通じて、社会全体の生産性と労働条件の底上げを図る必要があります。併せて、中小企業における価格転嫁の遅れが企業収益を圧迫している現状を踏まえ、11月に内閣官房及び公正取引委員会により策定された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が実効性のあるものとなるよう、関係機関とも連携し検証を強める必要があります。

一方、超少子・高齢化により生産年齢人口の減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、わが国全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が重要であると考えます。

こうした中、2024春季生活闘争においては、賃上げ、働き方の改善、政策・制度の実現を柱とする総合生活改善闘争の枠組みのもと、月例賃金の改善など「人への投資」を方針として掲げ運動を進めています。

本日は、こうした取り組みの一環として、下記の事項について要請いたします。今、社会では誰もが安心安全に働くことができ、個々人のニーズにあった多様な働き方、また、長時間労働の是正など働き方に関する関心が高まっており、同時に労働行政への期待と役割の大きさも増していることを踏まえ、貴職の積極的な対応をお願いします。

## 記

### 1. 公正な取引関係の実現について

連合では、2024 春季生活闘争において、「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」や、適切な価格転嫁によるサプライチェーン全体でのコスト負担を通じて、中小企業で働く者の労働条件の改善に結びつけること、スキルアップや良質な雇用への転換などを通じ、生産性と労働条件の底上げをめざす取り組みを進めている。中小企業自らが「賃上げ」と「働き方の改革」に取り組める環境を作っていくためにも「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の取り組みが進められていること等を踏まえ、対応していく必要があると考えている。

超少子・高齢化により生産年齢人口の減少が不可避である中、人材を確保・定着させるためにも、中小企業で働く者の賃上げや労働条件改善が実現できる経営基盤の強化が不可欠であり、「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配と価格転嫁」の実現に向けては、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、価格協議の場がもたれない事態やその後の取引関係に悪影響が及ぶなどの行為には厳正な対処を求めるとともに、大企業・親事業者から下請等中小事業者への「買ったたき」等が疑われる事案については、関係機関と連携し対応すること。

### 2. 長時間労働の是正について

すべての働く者が「生きがい」「働きがい」を通じて豊かに働くことのできる社会をめざし、豊かで社会的責任を果たしうる生活時間の確保のため、長時間労働の是正の取り組みが重要である。

長時間労働を是正するためには、36 協定の適切な締結、実労働時間の客観的な把握とそのもとでの対応が急務であると考え、以下の点に取り組まれない。

- (1) 改正労働基準法に基づく 36 協定の適切な締結に向けて、趣旨・内容を含めた周知と指導を図ること、加えて、月 60 時間超の時間外労働に対する割増賃金率 50%の徹底を図るとともに、建設業、自動車の運転業務、医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始（いわゆる 2024 年問題）となることから、法令遵守に向けて適切な指導を行うこと。
- (2) 36 協定届受付時のチェック機能を強化すること。特に、時間外労働をさせる必要がある具体的な事由、業務の種類等の確認と、労働者の過半数代表者の適切な選出について、不備がないか確認し、適正でない場合は修正の指導を行うこと。
- (3) 36 協定を締結せずに時間外労働を行っている企業に対して、法の遵守に向けた適切な指導を行うこと。

### 3. 最低賃金法違反の防止について

地域別最低賃金は、2023 年度改定審議の結果、全国加重平均の引き上げ額が 41 円となり、山口県においても、40 円と過去最大の引き上げが図られている。こうした状況変化を踏まえ、最低賃金は生活者の最低限のセーフティーネットの一つであり、労働者の生活安定および労働力の質的向上と、事業の公正競争確保を目的とした最低賃金法の趣旨に則り、以下の点を中心に取り組まれない。

- (1) 最低賃金法第 4 条第 1 項の規程に違反する法人・事業者に対して、同法第 40 条に定める罰則を厳正・迅速に科すると共に、名称・屋号の公表、是正指導内容の公表等を図り、違反防止に努めること。

(2)最低賃金法違反に対する告発推進を周知した上で、「公益通報者保護法」の目的に則り、当該従業員の内告に対する保護について徹底していくこと。

#### 4. 労働関係法の周知徹底について

連合山口の労働相談事例を見ると、依然として、労働関係法に関する労働者側の知識不足が浮き彫りとなっている。未然に労働紛争を防止するためには、使用者側はもちろんのこと、労働者側にも、正確な労働関係法の知識習得が必要と考える。

よって、労働紛争のない健全な企業経営を行う観点で、県内企業に対し、パート、有期、派遣で働く非正規労働者を含めたすべての労働者の労働法令遵守の点検を実施するとともに、使用者側はもとより、正規・非正規労働者にも労働法制の周知・徹底をはかるよう要請する。

以 上